

「函館圏都市計画大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例の一部改正（案）」に対するパブリックコメント（意見公募）手続の実施結果について

案 件 名	函館圏都市計画大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例の一部改正（案）
募 集 期 間	平成28年4月1日（金）～ 4月30日（土）
担 当 課	都市建設部建築行政課
意見提出者数	個人 1人（1件）

「函館圏都市計画大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例の一部改正（案）」に対する意見の概要と市の考え方

※「意見の概要」については、原文を載せています。

No.	意見の概要	市の考え方
1	<p>原則として、自治区域全体を対象とするのが望ましい。</p> <p>職業や企業の経営や就業は自由であり否定するものではないが、職業・企業によっては反社会的内容であったり、犯罪を誘発するものの中には見受けられるものもある。</p> <p>これらの内容を精査したとき、自治体に対して貢献度はゼロに等しく、見方によっては大きなマイナス要素を含んでいる。</p> <p>逆に、環境問題も犯罪の誘発度を考えるとき、函館市にとって全く不用と言っている位の地位的な存在である。</p> <p>これらの大型店舗に大量の人間を収容して営業をしていた時にあらゆる種類の災害が発生した場合、函館市消防署やその他防災業務に携わる方々が100%以上の力を出しても対応は不可能である。</p> <p>これと同じ理屈で、大型の高層マンションの建築についても同じことが言える。</p> <p>函館市の都市規模や人口分布では、そのようなことを予測して自治体性が組織されていないからである。</p>	<p>函館市域において、床面積が1万㎡を超える店舗、飲食店、映画館などの「大規模集客施設」の建築については、その立地による交通渋滞の発生や中心市街地の空洞化を招くなど、都市構造への影響を及ぼすことなどから、市域のうち、商業業務等の利便の増進を図るエリアとして都市計画に定めている「商業地域」と「近隣商業地域」に限定しているところであります。</p> <p>また、建築物については地震などの自然災害や火災に備え、その用途や規模に応じて、耐震性の確保や、防火または避難に関しても所定の構造や設備設置の義務づけにより、被災の程度が最小限となるような措置も講じられております。</p> <p>このようなことから、大規模集客施設（高層マンションはこの用途に含まれません。）の立地制限は、商業地域や近隣商業地域を除いた区域とする現行の範囲が妥当と考えております。</p>

意見等を考慮した結果の修正案	意見による修正はありません。
結果の配布場所	都市建設部建築行政課
お問い合わせ先	都市建設部建築行政課 TEL 0138-21-3391 FAX 0138-27-3778 E-mail kenchikugyosei@city.hakodate.hokkaido.jp